

大分市生涯学習指導者登録制度要項

(目的)

1 この要項は、豊かな経験や知識技能を有する市民を「大分市生涯学習指導者」(以下「指導者」という)として登録し、市民の多様な学習活動を支援するとともに、新たな指導者の発掘やニーズに応じた情報提供活動を行うことにより、生涯学習の更なる推進を図ることを目的とする。

(事業内容)

2 指導者登録制度の事業内容は次のとおりとする。

- ① 指導者の登録に関すること
- ② 指導者の研修に関すること
- ③ 指導者情報の収集に関すること
- ④ 指導者情報の提供及び活用に関すること

(登録要件)

3 指導者の登録要件は次のとおりとする。

- ① 本制度の目的に賛同すること
- ② 市内に在住又は勤務していること
- ③ 豊かな経験や専門知識・技能を有していること
- ④ 営利目的、政治又は宗教活動を目的とした活動を行わないこと

(登録申請)

4 指導者の登録申請については次のとおりとする。

- ① 指導者の申請をしようとする者は、大分市生涯学習指導者登録申請書（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、教育委員会へ提出するものとする。
- ② 教育委員会は、申請書を提出した者のうち、指導者として適当と認めるものを登録し、大分市生涯学習指導者登録者証（様式第2号）を交付するものとする

(登録事項の変更)

5 指導者は登録事項に変更が生じたときは、速やかに教育委員会に届け出るものとする。

(登録期間)

6 指導者の登録期間については次のとおりとする。

- ① 登録期間は登録年度より1年間とし、それ以降については自動更新とする。ただし、登録内容の確認調査を3年に1回行うものとする。

- ② 教育委員会は、指導者が次に掲げる事項に該当する場合は、登録を取消すものとする。
 - I 指導者本人から登録取消しの申請があったとき
 - II 登録用件に違反したとき。
 - III 指導者が登録事項の変更を遅滞するなど、指導者の責めに帰すべき理由により、通知・連絡が不能となったとき。
 - IV 指導者が死亡したとき。

(指導者の活用)

7 教育委員会は、市民の学習ニーズに応じて指導者の積極的活用に努めるものとし、指導者は時間の許す範囲において積極的に指導に当たるものとする。

(指導者情報の提供)

8 指導者情報の提供については次のとおりとする。

- ① 指導者として認められた者は、大分市生涯学習情報ホームページ・大分市人材バンク及び、生涯学習情報誌に指導者情報を掲載するものとする。
- ② ホームページにおける個人情報の掲載は、氏名・住所のみとする。ただし、住所については地区名までとする。
- ③ 生涯学習情報誌は、幼稚園・小中学校・社会教育施設・社会教育関係団体など教育委員会が指定する箇所に配布するものとする。

(その他)

9 その他指導者に関する事項は次のとおりとする。

- ① 指導にかかる経費については、依頼者及び指導者双方の協議により決定するものとする。ただし、報酬については教育委員会が定めた基準の範囲内とする。
- ② 依頼者との交渉・契約においては、当事者の責任において直接行うものとし、その交渉・契約によって損害などが生じた場合、教育委員会は一切の責任を負わないものとする。
- ③ この要項に定めるもののほか、大分市生涯学習指導者登録制度に関し必要な事項は、その都度協議のうえ決定する。

附則 この要項は平成18年7月1日より施行する。

附則 この要項は平成20年4月10日より施行する。